

事 務 連 絡
平成 24 年 1 月 28 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省 総合政策局海洋政策課長

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」の施行について

平成 23 年 7 月に行われた第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) においてマルポール条約附属書 V (以下「附属書 V」という。) の改正案が採択され、食物くず等海洋環境に有害でないものを除く船内発生廃棄物の海洋への排出の原則禁止となりました。

我が国においてもこの内容を国内法で措置するため、平成 24 年 9 月に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律 (平成 24 年法律第 89 号。以下「改正法」という。) が成立するとともに、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令等及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の改正を行い、来年 1 月 1 日より施行予定です。

今般、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務所に通達を發出いたしましたので、貴団体におかれましても、関係各位への周知を含め、よろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



国総海第55号
平成24年12月28日

地方運輸局海上安全環境部長
北陸信越運輸局海事部長
神戸運輸監理部海上安全環境部長
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省 総合政策局海洋政策課長

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」の施行について

平成23年7月に行われた第62回海洋環境保護委員会（MEPC62）においてマルポール条約附属書V（以下「附属書V」という。）の改正案が採択され、食物くず等海洋環境に有害でないものを除く船内発生廃棄物の海洋への排出の原則禁止や、船舶発生廃棄物汚染防止規程を備えおかなければならない対象船舶の拡充、船舶発生廃棄物記録簿の様式の変更等が行われた。我が国においてもこの内容を国内法で措置するため、平成24年9月に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第89号。以下「改正法」という。）が成立するとともに、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令等及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の改正を行い、来年1月1日より施行予定である。

貴局におかれては、本改正の適用開始に向け、下記事項に留意の上、管内地方運輸支局又は海事事務所長及び事業者等への周知など、その運用に遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1. 改正の概要

(1) 海防法施行令の一部改正

- ①海防法第10条第2項第2号の政令で定める廃棄物を「食物くず」と規定するとともに、排出海域及び排出方法に関する基準を定める。（第4条関係）
- ②海防法第10条第2項第3号の政令で定める廃棄物を「ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの」、「貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体」、「生鮮魚及びその一部」及び「汚水」に改めるとともに、排出海域及び排出方法に関する基準についても改める。（第4条の2関係）
- ③海防法第19条の21第2項の燃料油の品質の基準について、硫黄分濃度の基準を削り、「無機酸を含まないこと」とする。（第11条の11関係）

(2) 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正

- ①特定外国船舶に係る通常活動に伴い生ずる廃棄物を施行令別表第3上欄に掲げる廃棄物に

合わせるとともに、排出海域及び排出方法に関する基準を改める。

(3) 海防法施行規則及び船員法施行規則の一部改正

- ①「ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの」について新たに排出基準を定める。
- ②「汚水中に含まれる物質」について新たに排出基準を定める。
- ③船舶発生廃棄物汚染防止規程を備え置くべき船舶について「総トン数 400 トン以上の船舶」を「総トン数 100 トン以上の船舶」に拡充する。(規則第 12 条の 3 の 3 関係)
- ④船舶発生廃棄物記録簿の様式を改正する。(規則様式第 1 の 5 関係)
- ⑤総トン数 400 トン未満の船舶であつて、船舶発生廃棄物記録簿に関する「事故その他の理由による例外的な船舶発生廃棄物の排出作業」を行った場合に、その旨を航海日誌に記載する旨を追加する。(船員法施行規則第 11 条第 2 項関係)

2. 個別の改正事項における留意点

(1) 船舶及び海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制 (令第 4 条関係)

①食物くず以外の全面排出禁止

附属書 V 第 4 規則 (特別海域以外の海域) 及び第 6 規則 (特別海域) では、対象海域における船舶からの廃棄物の排出基準について規定している。今般の改正により、日常生活に伴い生ずるごみ又はこれに類する廃棄物については「食物くず」のみを排出可能とすることとなった。

これを国内において担保するため、法第 10 条第 2 項第 2 号及び法第 18 条第 2 項第 2 号における「政令で定める廃棄物を除く」(第 18 条第 2 項第 2 号においては「第 10 条第 2 項第 2 号の政令で定める廃棄物を除く」) を「政令で定める廃棄物」と改めたところ、これを受けて令第 4 条第 1 項において排出可能な廃棄物を「食物くず」と定めるものである。

② 具体的な排出基準について (令別表 2 の 2 及び令別表 4 関係)

- (a) 船舶からの日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準については、改正後の令 4 条第 2 項の規定に基づき、別表第 2 の 2 に規定している。改正後の別表の内容についてその概要を整理すると下表のとおりとなる (下線部が条約改正により新たに追加されたもの)。
- (b) 海洋施設からの日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準については、これまで令第 9 条の 3 の規定に基づき、船舶からの排出基準とともに別表第 2 の 2 に規定する体系となっていたが、今般の附属書 V の改正に伴い、船舶からの排出要件として「航行中に排出すること」が新たに加わった。このため、海洋施設からの日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出基準については、別表第 4 を規定することとしたので留意されたい。なお、廃棄物の区分、排出海域及び排出方法については、下表のうち海洋施設等からの排出に係る部分を参照されたい。
- (c) これまで排出方法に関する基準に規定されていた「灰の状態にして排出すること (焼却式排出方法)」は認められないこととなったことに留意されたい。

領海の基線から 0～3 海里 (特別海域及び海洋施設等周辺海域においては 0～12 海里)	・排出を禁止する。 ・特別海域及び海洋施設等周辺海域については、12 海里まで排出を禁止する。
---	--

領海の基線から3～12海里（特別海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）			<ul style="list-style-type: none"> ・粉砕処理することにより還元性を高めた上で排出可能とする。 ・<u>航行中のみ排出可能とする。</u>
領海の基線から12海里～	特別海域	南極海域	<ul style="list-style-type: none"> ・粉砕処理することにより排出可能とする。 ・<u>鳥類に係るものについては、殺菌した上で排出可能とする。</u> ・<u>航行中のみ排出可能とする。</u>
		南極海域以外	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>粉砕処理することにより排出可能とする。</u> ・<u>航行中のみ排出可能とする。</u>
	海洋施設等周辺海域		<ul style="list-style-type: none"> ・粉砕処理することにより排出可能とする。
	上記以外		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>航行中のみ排出可能とする。</u>

(2) 船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制（令第4条の2関係）

①令第4条の2第1項第1号関係

(a) 改正後の令第4条の2第1項第1号中「取卸しが完了した後、残留する物質」とは、通常の荷役を行った後においても残るものを指す。通関許可が得られず荷役できなかったものや故意に荷役を行わず貨物倉に残っているもの等は、これに当たらないので留意されたい。また、ばら積み貨物（金属精鉱、石灰石、採石、鉄鉱石、石炭など）取卸し完了後に船艙を洗浄した洗浄水中に当該物質の残留物が含まれる場合は、洗浄水も含めて同号に定める廃棄物として処理することが必要であることに留意されたい。

(b) 同号中「国土交通省令で定める物質」については、改正後の規則第12条の3の2の4各号に掲げる物質をいう。

②改正後の令第4条の2第1項第2号中「貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体」とは、以下に掲げるもの等を指すので留意されたい。

- ・家畜運搬船で生じる動物の死体
- ・ペット用に輸入される動物の死体
- ・貨物として活魚を輸送中に死亡した魚等の死体

③改正後の令第4条の第1項第4号に規定する汚水については、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質を定める省令」において定められている従来の規制に加え、洗浄剤に係る規制が新たに加えられているので留意されたい。また、別表3において、特定船舶の貨物倉の洗浄水、貨物層の洗浄水、船体の外側の洗浄水、その他の汚水に分類されているので留意されたい。

④令第4条の2第4項については、従前、植物性のものの排出については、当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずるところにより行うよう努めなければならないと規定されていた。改正後においても、改正後の別表3上欄に掲げる廃棄物のうち、植物性のものが含まれる第1号、第2号、第5号及び第6号上欄に掲げる廃棄物については、従来どおり当該措置を適用させるものであるので留意されたい。

(3) 船舶の通常活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制（令別表3関係）

①改正後の第1号上欄中「特定船舶」については、改正後の同表備考1及び規則第12条の3の2の5の規定に十分留意されたい。

②改正後の第1号下欄中「最小限度にとどめて排出すること」とは、同号中欄に掲げる海域が環境面で特段の配慮が必要な海域であることに鑑み、当該海域での排出はやむを得ない場合に限ることを入念的に記載したものである。

③改正後の第3号下欄中「できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。」とは、当該動物の死体の胸部及び腹部を切り開くこと等がある。

(4) 船舶発生廃棄物汚染防止規程等を定めるべき船舶（規則第12条の3の3及び第12条の3の5関係）

今回の附属書Vの改正により、船舶発生廃棄物汚染防止規程を定めるべき船舶の基準が、『総トン数400トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあっては、これに相当する搭載人員）15人以上の船舶』から、『総トン数100トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあっては、これに相当する搭載人員）15人以上の船舶』となるので留意されたい。

なお、規則第12条の3の5に規定する船舶発生廃棄物記録簿を備え付けるべき船舶の基準については、従来どおり総トン数400トン以上の船舶及び最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあっては、これに相当する搭載人員）15人以上の船舶であるので留意されたい。

(5) 船舶発生廃棄物記録簿及び航海日誌（規則第12条の3の6関係及び船員法第11条関係）

今回の附属書Vの改正により、同附属書第7規則に定めるあらゆる廃物の排出又は偶発的な流出があった場合には、排出又は流失の位置、状況及び理由、並びに排出又は紛失したものの詳細、及びそのような排出又は偶発的な流出を防止又は最小化するために講じた合理的な措置を廃物記録簿（400トン未満の船舶においては航海日誌）に記録することとなったため、改正後の規則第12条の3の6の表4号下欄に掲げる事項について「排出を防止するために講じた措置」が加えられているので留意されたい。

また、船舶発生廃棄物記録簿を備え付ける義務のない400トン未満の船舶においては航海日誌に記録する必要があるため、船員法施行規則第11条も合わせて改正し、改正後の規則第12条の3の6の表第4号上欄に掲げる作業を行ったときは航海日誌に記載することとなるので留意されたい。

なお、今回の附属書Vの改正により、船舶発生廃棄物記録簿の様式が変更されている（別紙1参照）ので留意されたい。

第 1 号の 5 様式 (第 1 2 条の 3 の 6 関係)

船舶発生廃棄物記録簿
RECORD OF GARBAGE DISCHARGES

船 名 _____
Ship's Name _____
船舶番号又は信号符字 _____
Distinctive No., or letters _____
I M O 番 号 _____
IMO NO. _____
期 間 から _____ まで _____
Period from _____ to _____

日時	船舶の位置/備考 (事故による排出に関する事項等)	廃棄物の種類	排出され、又は焼却される廃棄物の概量	海洋に排出される廃棄物の概量	受人施設へ排出される廃棄物の概量	焼却される廃棄物の概量	証明/署名
Date/Time	Position of the Ship/Remarks (e.g., accidental loss)	Category	Estimated Amount Discharged or Incinerated (m ³)	To Sea (m ³)	To Reception Facility (m ³)	Incineration (m ³)	Certification/Signature

船長の署名 _____ 日付 _____
Master's Signature: _____ Date: _____

備考

1 廃棄物の分類は以下のとおりとする。

Garbage is to be grouped into categories for the purposes of this record as follows

種類A: プラスチック

Category A: Plastics

種類B: 食物くず

Category B: Food Wastes

種類C: 船上一般廃棄物 (紙製品、布、ガラス、金属、瓶、陶磁器等)

Category C: Domestic Wastes (e.g., paper products, rags, glass, metal, bottles, crockery, etc.)

種類D: 料理油

Category D: Cooking Oil

種類E: 焼却炉の灰

Category E: Incinerator Ashes

種類F: 運航上の廃棄物

Category F: Operational Wastes

種類G: 貨物の残留物

Category G: Cargo Residues

種類H: 動物の死体

Category H: Animal Carcass(es)

種類I: 漁具

Category I: Fishing Gear

2 貨物の残留物を排出する場合に於ては、排出の開始時及び終了時における船舶の位置を記録すること。

3 本記録簿は、日本語により記載するほか、英語、フランス語又はスペイン語により記載すること。